

建築工事監理指針（下巻）令和7年版 第2刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
22	11	2	5	張付けモルタル等の調合	(1)モルタルの調合 (イ) (c) 1行目	目地幅が3 mm を超えるもの場合は、0.5 ～ 1.5 程度とする。	目地幅が3 mm を超えるもの場合は、0.5 ～ 2.0 程度とする。	R8/6/11
27	11	2	6	施 工	(3)床タイル張り (イ) (a)3行目	この工法は、車や重量物が乗入れる場所を使用される。	削除	R8/6/11
30	11	2	6	施 工	(4)壁タイル張りの工法 (イ)密着張り (g)4行目	検査は、図11.2.17 に示すように、タイルを張り付けた直後に、	検査は、図11.2.16 に示すように、タイルを張り付けた直後に、	R8/6/11
30	11	2	6	施 工	(4)壁タイル張りの工法 (イ)密着張り (g) 図番号	図11.2.17 タイル裏面への充填性検査（密着張り）	図11.2.16 タイル裏面への充填性検査（密着張り）	R8/6/11
31	11	2	6	施 工	(4)壁タイル張りの工法 (イ)マスク張り (c) 1行目	タイル裏面全面にモルタルを塗り付けるのに使用するマスク板（図11.2.18及び表11.2.7 参照）は、	タイル裏面全面にモルタルを塗り付けるのに使用するマスク板（図11.2.17及び表11.2.7 参照）は、	R8/6/11
31	11	2	6	施 工	(4)壁タイル張りの工法 (イ)マスク張り (c) 図番号	図11.2.18 マスク板の形状の一例	図11.2.17 マスク板の形状の一例	R8/6/11
33	11	2	6	施 工	(5)まぐさ、窓台等へのタイル張り 3行目	設計図書で役物のタイル張りを指定された場合は、図11.2.19 及び図11.2.20 のような工法で行う。	設計図書で役物のタイル張りを指定された場合は、図11.2.18 及び図11.2.19 のような工法で行う。	R8/6/11
33	11	2	6	施 工	(5)まぐさ、窓台等へのタイル張り 図番号	図11.2.19 まぐさタイルの取付け 図11.2.20 窓台タイルの取付け	図11.2.18 まぐさタイルの取付け 図11.2.19 窓台タイルの取付け	R8/6/11
33	11	2	6	施 工	(6)斜め壁へのタイル張り 7行目	コンクリート下地に固定して、タイル張りを行うことなど、タイル張りの剥落防止を優先する（図11.2.21 参照）。	コンクリート下地に固定して、タイル張りを行うことなど、タイル張りの剥落防止を優先する（図11.2.20 参照）。	R8/6/11
34	11	2	6	施 工	(6)斜め壁へのタイル張り 図番号	図11.2.21 斜め壁のタイルの取付け例	図11.2.20 斜め壁のタイルの取付け例	R8/6/11

建築工事監理指針（下巻）令和7年版 第2刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
44	11	3	5	施 工	(1) 下地及びタイル ごしらえ (イ) 10行目	モルタルの塗厚が薄すぎるとA種・・・	下地調整塗材の塗厚が薄すぎるとA種・・・	R7/12/22
44	11	3	5	施 工	(1) 下地及びタイル ごしらえ (イ) 17行目	モルタルの浮きの原因と補修方法については、 11.1.4 を参照されたい。	モルタルの浮きの原因と補修方法については、 11.1.6及び11.1.7 を参照されたい。	R8/6/11
45	11	3	5	施 工	(2) 壁タイル張り (7) 3行目 4行目	接着剤の塗布に使用するくし目ごては、一般的 に表11.3.4 に示すこてが使用される。 セメントモルタル張りのタイルは、裏あしが 高いため、表11.3.4 に示す接着剤の使用量と くし目ごてでは、	接着剤の塗布に使用するくし目ごては、一般的 に表11.3.3 に示すこてが使用される。 セメントモルタル張りのタイルは、裏あしが 高いため、表11.3.3 に示す接着剤の使用量と くし目ごてでは、	R8/6/11
45	11	3	5	施 工	(2) 壁タイル張り (7) 表番号	表11.3.4 接着剤塗布に使用するくし目ごての 種別	表11.3.3 接着剤塗布に使用するくし目ごての 種別	R8/6/11
55	11	4	1	タイル型枠先付け	(6) 材料 (ウ) 1行目	タイルの試験張り、見本焼きは11.2.2(5) による ほか、スケジュールについて次の点に注意が 必要である。	タイルの試験張り、見本焼きは11.1.4 による ほか、スケジュールについて次の点に注意が 必要である。	R8/6/11
98	12	2	1	木 材	(6) 合板等 (7) 合板 4行目	針葉樹ではC-D以上（C-Dは板面の品質） としている（16.7.2(2)(イ) 参照）。	針葉樹ではC-D以上（C-Dは板面の品質） としている。	R8/6/11
103	12	2	2	接合具等	(1) 釘等 (カ) 4行目	JISでは、原則として、表12.2.8 の材料が規定 されているが、「標仕」では、ステンレス製と している。	JISでは、原則として、表12.2.8 の材料が規定 されているが、「標仕」では、表面処理された 鉄製又はステンレス製としている。	R8/6/11
144	13	2	2	材 料	(1) (イ) (b) ステンレス 鋼板 ① 2行目	建材製品に使われる代表的な種類については、 14.1.5(3)(7)を参照のこと。	建材製品に使われる代表的な種類については、 14.1.5(4)を参照のこと。	R8/6/11
158	13	3	1	一般事項	(3) 3行目	具体的な品質管理項目は、表13.3.1を参照され たい。	具体的な品質管理項目は、表13.3.2を参照され たい。	R8/6/11
158	13	3	2	材 料	(2) 1行目	折板葺用に用いる材料は、「標仕」13.3.2(2) 及び(3)によって特記によるとされている。	折板葺用に用いる材料は、「標仕」13.3.2(2) によって特記によるとされている。	R8/6/11

建築工事監理指針（下巻）令和7年版 第2刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
158	13	3	2	材 料	(3) 1行目	タイトフレームの材料は、JIS A 6514 に基づき、原則として、JIS G 3302 : 2022（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）とされている。	タイトフレームの材料は、「標仕」13.3.2(3)では、JIS A 6514 に基づき、原則として、JIS G 3302 : 2022（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）とされている。	R8/6/11
162	13	3	3	工 法	(1) (イ) 各部の納まり (a) けらばの納まり ① 2行目	特記がなければ、けらば包みによる方法とされている（図13.3.2 参照）。	特記がなければ、けらば包みによる方法とされている（図13.3.3 参照）。	R8/6/11
162	13	3	3	工 法	(1) (イ) 各部の納まり (a) けらばの納まり ② 2行目	この場合、最端部の折板には、図13.3.3 に示す変形防止材を付けなければならない。	この場合、最端部の折板には、図13.3.4 に示す変形防止材を付けなければならない。	R8/6/11
214	14	2	1	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(3) 表面処理の適用箇所と使用環境 表14.2.2 環境別表面処理基準 注 4. 2行目	「建築用アルミニウム及びアルミニウム合金の着色塗膜」（表14.2.6参照）による。	「建築用アルミニウム及びアルミニウム合金の着色塗膜」（表14.2.4参照）による。	R8/6/11
245	14	5	3	形式及び寸法	5～6行目	表14.5.2 に壁下地材の性能を、表14.5.3 に JIS A 6517 に規定されている壁下地材の構成部材の寸法を示す。	表14.5.2 に壁下地材の性能を示す。	R8/6/11
259	15	1	2	基本要品質	(3) 8行目	この場合にあっては11.1.2を参照する。	この場合にあっては11.1.7を参照する。	R8/6/11
266	15	2	4	ラス系下地	(4) 施工 (ウ) 直張りラスモルタル下地 図15.2.3の名称	図15.2.3 直張り通気構法波形ラスの例	図15.2.3 直張りラスモルタル下地波形ラスの例	R8/6/11
266	15	2	4	ラス系下地	(4) 施工 (ウ) 直張りラスモルタル下地 (a) 1行目	(a) 防水紙の施工は、(4) (a) ②による。	(a) 防水紙の施工は、(4) (7) (a) ②による。	R8/6/11

建築工事監理指針（下巻）令和7年版 第2刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
294	15	6	2	材 料	(1) 仕上塗材 (7) 表15.6.1の タイトル	表15.6.1 ホルムアルデヒド関連の規定（JASS 23：2006 解説表2.1.6 による）	表15.6.1 ホルムアルデヒド関連の規定（JASS 23：2006 解説表2.1.8 による）	R8/6/11
301	15	6	2	材 料	(1) 仕上塗材 (キ) 4行目	それぞれの溶媒の違いによる上塗材の特徴を表15.6.6 に示す。	それぞれの溶媒の違いによる上塗材の特徴を表15.6.7 に示す。	R8/6/11
302	15	6	2	材 料	(1) 仕上塗材 (ク) 2行目	その概要を表15.6.7 に示す。	その概要を表15.6.8 に示す。	R8/6/11
302	15	6	2	材 料	(2) 3行目	その種類及び呼び名と適応は、表15.3.8 に示しているので参照するとよい。	その種類及び呼び名と適応は、表15.3.6 に示しているので参照するとよい。	R8/6/11
305	15	6	4	下地処理	(1) 2行目	表15.3.7に示すセメント系下地調整厚塗材2種等がある。	表15.3.6に示すセメント系下地調整厚塗材2種等がある。	R8/01/16 R8/02/18
305	15	6	5	下地調整	(1) コンクリート (7) 3行目	表15.3.7 に示すように、下地調整塗材C-1 は0.5 ～1 mm 程度、	表15.3.6 に示すように、下地調整塗材C-1 は0.5 ～1 mm 程度、	R8/6/11
305	15	6	5	下地調整	(1) コンクリート (7) 6行目	ただし、表15.3.7 の参考に記されているように、下地調整塗材C-2 及び	ただし、表15.3.6 の参考に記されているように、下地調整塗材C-2 及び	R8/6/11
309	15	6	7	所要量等の確認	(2) 4行目	なお、所要量の定義については、15.6.2(1)(イ)を参照する。	なお、所要量の定義については、15.6.2(1)(イ)を参照する。	R8/6/11
309	15	6	8	外壁用塗膜防水材 （「標仕」以外の材料）	10行目	W：外壁用の防水層（Wall）である。その工程を表15.6.8 に示す。	W：外壁用の防水層（Wall）である。その工程を表15.6.9 に示す。	R8/6/11
315	15	8	3	工程及び塗厚	(1) (イ) 現場調合 せっこうプラス ター仕上げ 7行目	なお、「標仕」表15.3.3 の塗厚の標準値は、これを参考として一般的な場合について示したものであり、	なお、「標仕」表15.8.1 の塗厚の標準値は、これを参考として一般的な場合について示したものであり、	R8/6/11
320	15	9	2	材 料	(6) 2行目	製造所では、表15.9.2 に示す粒度の砂若しくは粒度が5 ～6 号けい砂で、	製造所では、表15.9.1 に示す粒度の砂若しくは粒度が5 ～6 号けい砂で、	R8/6/11

建築工事監理指針（下巻）令和7年版 第2刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
325	15	10	3	調合及び塗厚	(2) 1～2行目	現場調査しっくい調合及び塗厚について、下地別の工程の例を、表15.10.7及び表15.10.8に示す。	現場調査しっくい調合及び塗厚について、下地別の工程の例を、表15.10.5及び表15.10.6に示す。	R8/6/11
375	16	1	7	建具の性能等	(4) 法令及びJIS (イ) 法令(防火設備関連) (e) 特定防火設備の構造方法を定める件	改正 令和6年3月25日 国土交通省告示第227号	改正 令和6年3月26日 国土交通省告示第227号	R7/12/22
381	16	2	4	形状及び仕上げ	(5) 2行目	特記がなければ、仕上げはHLとし、厚さは「標仕」表5.4.2より1.5mmとする。	特記がなければ、仕上げはHLとし、厚さは「標仕」表5.4.2より1.5mmとする。	R8/6/11
391	16	3	5	工 法	(2) コンクリート系下地及び鉄骨下地への取付け (7) 1行目	(7) 建具の取付けは、16.2.5(2) (7) (イ) による。	(7) 建具の取付けは、16.2.5(2)による。	R8/6/11
398	16	4	5	工 法	(3) 1行目	鋼板の曲げ寸法の限度は、表16.4.2のとおりである。	鋼板の曲げ寸法の限度は、表16.4.1のとおりである。	R8/6/11
398	16	4	5	工 法	(3) 表番号	表16.4.2 端部曲げ寸法の限度	表16.4.1 端部曲げ寸法の限度	R8/6/11
400	16	4	6	標準型鋼製建具	(1) 6行目	戸の形状・寸法は、表16.4.3のとおりであり、通常の事務庁舎等の	戸の形状・寸法は、表16.4.2のとおりであり、通常の事務庁舎等の	R8/6/11
400	16	4	6	標準型鋼製建具	(2) の下部 表番号	表16.4.3 標準型鋼製建具と標準型鋼製軽量建具一覧表	表16.4.2 標準型鋼製建具と標準型鋼製軽量建具一覧表	R8/6/11
478	17	1	3	性 能	(3) 変位追従性 (7) 層間変位追従性 (b) 性能値と要求性能 ② 3行目	中層建物での一般的な層間変位の値は、16.1.7(1) (イ) を参照するとよい。	中層建物での一般的な層間変位の値は、16.1.7(1) (イ) を参照するとよい。	R8/6/11

建築工事監理指針（下巻）令和7年版 第2刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
493	17	2	3	形状及び仕上げ	(2) 仕上げ (a) アルミニウム ③ 塗膜 1行目	表面仕上げの種類とその特徴は、14.2.2 を参照されたい。	表面仕上げの種類とその特徴は、14.2.1 を参照されたい。	R8/6/11
546	18	4	3	鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り	(2) 1行目	素地ごしらえ工程3「錆落とし」の後は発錆を防ぐため、標準工程間隔時間以内に次工程に移ることが重要であるが、	「標仕」表18.2.2「鉄鋼面の素地ごしらえ」の工程3「錆落とし」の後は発錆を防ぐため、標準工程間隔時間以内に次工程に移ることが重要であるが、	R8/6/11
550	18	7	2	鉄鋼面の耐候性塗料塗り	(1) 材料 (7) ジンクリッチプライマー 1行目	18.3.2(2)(イ) を参照する。	18.3.2(2)(ウ) を参照する。	R8/6/11
550	18	7	2	鉄鋼面の耐候性塗料塗り	(1) 材料 (4) 構造物用さび止めペイント 1行目	18.3.2(2)(エ) を参照する。	18.3.2(2)(エ) を参照する。	R8/6/11
558	18	8	4	鉄鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	(1) 材料 (4) 水系さび止めペイント 1行目	18.3.2(2)(ウ) を参照する。	18.3.2(2)(イ) を参照する。	R8/6/11
559	18	8	5	亜鉛めっき鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	(1) 材料 (7) 水系さび止めペイント 1行目	18.3.2(2)(ウ) を参照する。	18.3.2(2)(イ) を参照する。	R8/6/11
582	19	2	2	材 料	(8) 接着剤 (7) 床用接着剤の区分 (a) ①主成分による区分 1行目から 2行目	詳細は後述の「(ウ)接着剤の種類別特性」を参照。	詳細は後述の「(C)接着剤の種類及び特性」を参照。	R8/6/11
591	19	2	3	施 工	(4) 床シート類の張付け (カ) (c) 1行目	(c) 継ぎ目処理剤（目地材）による工法（図19.2.9 参照）	(c) 継ぎ目処理剤（目地材）による工法（図19.2.7 参照）	R8/6/11

建築工事監理指針（下巻）令和7年版 第2刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
667	19	8	3	施 工	(2) 下地の乾燥 及び処置 (イ) 1行目	コンクリート及びALCパネル面の素地ごしらは、	コンクリート面の素地ごしらは、	R8/6/11
667	19	8	3	施 工	(2) 下地の乾燥 及び処置 (ウ) 2行目	特記がなければ継目処理工法の場合はA種、その他の場合はB種と規定している。	特記がなければB種と規定している。	R8/6/11
668	19	8	3	施 工	(2) 下地の乾燥 及び処置 (イ) 1行目	「標仕」表19.8.1、表19.8.2、表19.8.3の素地ごしらは、吸込み止め（シーラー）を全面に塗ると規定している。	「標仕」表19.8.1の素地ごしらは、吸込み止め（シーラー）を全面に塗ると規定している。	R8/6/11
790	22	5	6	試 験	(2) 1行目	(2) 舗装の平坦性の確認は、22.4.6(3)を参照する。	(2) 舗装の平坦性の確認は、22.4.6(2)を参照する。	R8/6/11
918	24	1	9	地盤の許容応力度との関係	告示の抜粋 第6 一 表中 長期に・・・の式	$R_a = 1/3 \alpha \bar{N} A_p + (\beta \bar{N}_s L_s + \gamma \bar{q} u L_c) \psi$	$R_a = 1/3 \lfloor \alpha \bar{N} A_p + (\beta \bar{N}_s L_s + \gamma \bar{q} u L_c) \psi \rfloor$	R8/6/11
918	24	1	9	地盤の許容応力度との関係	告示 第6 一 表中 短期に・・・の式	$R_a = 2/3 \alpha \bar{N} A_p + (\beta \bar{N}_s L_s + \gamma \bar{q} u L_c) \psi$	$R_a = 2/3 \lfloor \alpha \bar{N} A_p + (\beta \bar{N}_s L_s + \gamma \bar{q} u L_c) \psi \rfloor$	R8/6/11
919	24	1	9	地盤の許容応力度との関係	告示 第6 二 表中 長期に・・・の式	$tR_a = 1/3 \kappa \bar{N} A_p + (\lambda \bar{N}_s L_s + \mu \bar{q} u L_c) \psi + w_p$	$tR_a = 1/3 \lfloor \kappa \bar{N} A_p + (\lambda \bar{N}_s L_s + \mu \bar{q} u L_c) \psi \rfloor + w_p$	R8/6/11
919	24	1	9	地盤の許容応力度との関係	告示 第6 二 表中 短期に・・・の式	$tR_a = 2/3 \kappa \bar{N} A_p + (\lambda \bar{N}_s L_s + \mu \bar{q} u L_c) \psi + w_p$	$tR_a = 2/3 \lfloor \kappa \bar{N} A_p + (\lambda \bar{N}_s L_s + \mu \bar{q} u L_c) \psi \rfloor + w_p$	R8/6/11